

開示請求

	神戸市個人情報保護条例 (H10.4月施行、一部改正 H16.6月施行)	神戸市情報公開条例 (H13.12月施行)	基本的な考え方	備 考
補正手続	(開示請求の方法) 第 18 条 開示請求をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書(以下単に「請求書」という。)を実施機関に提出しなければならない。 (1) 開示請求をしようとする者の氏名及び住所 (2) 開示請求に係る個人情報を特定するために必要な事項 (3) 前 2 号に掲げるもののほか、規則で定める事項 2 略	(公開請求の手続) 第 9 条 前条の規定による公開の請求(以下「公開請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「公開請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。 (1) 公開請求をする者の氏名又は名称及び住所又は事務所若しくは事業所の所在地(住所を除く。)並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名 (2) 公文書の名称その他の公開請求に係る公文書を特定するに足りる事項	情報公開条例と同様に整備	
	規定なし	4 実施機関は、公開請求書に形式上の不備があると認めるときは、公開請求をした者(以下「公開請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、公開請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するよう努めなければならない。	情報公開条例と同様に整備	
	(開示請求に対する決定等) 第 19 条 実施機関は、開示請求があつたときは、請求書の提出があつた日から起算して 15 日以内に、開示請求に係る個人情報の開示をするか否かの決定を行わなければならない。	(公開決定等の期限) 第 1 4 条 前条第 1 項又は第 2 項の決定(以下「公開決定等」という。)は、公開請求があつた日から起算して 1 5 日以内にしなければならない。ただし、第 9 条第 4 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。	情報公開条例と同様に整備	
事案の移送	規定なし	(事案の移送) 第 1 5 条 実施機関は、公開請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるときその他他の実施機関において公開決定等をするにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、公開請求者に対し、事案を移送した旨を書面により通知しなければならない。 2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該公開請求についての公開決定等を行わなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものみなす。 3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第 1 3 条第 1 項の決定(以下「公開決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、公開の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該公開の実施に必要な協力をしなければならない。	情報公開条例と同様に整備 例) 学校の工事説明会の議事録(教育、市長部局、交通局がそれぞれ説明した場合)	「公文書制度のあり方」答申 p29 公文書公開審査会 平成 13 年 2 月)

	神戸市個人情報保護条例 (H10.4月施行、一部改正 H16.6月施行)	神戸市情報公開条例 (H13.12月施行)	基本的な考え方	備考												
第三者 に対する 義務的 意見聴取	(開示請求に対する決定等) 第19条 6 実施機関は、第1項の決定を行う場合において、開示請求に係る個人情報に第三者に関する情報が含まれているときは、あらかじめ、当該第三者の意見を聴くことができる。	(第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第16条 公開請求に係る公文書に市、国、他の地方公共団体及び公開請求者以外の者(以下「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、公開決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。 2 実施機関は、第三者に関する情報が記録されている公文書を公開しようとする場合であって、当該情報が人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報に該当するときは、公開決定に先立ち、当該第三者に対し、公開請求に係る公文書の表示その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 3 略(反対意見書を提出した場合の手続)	情報公開条例と同様に整備 参考1 情報公開条例 16条 第1項 任意的意見聴取 第2項 義務的 “ (第3項 反対意見書を提出した場合の手続) 参考2 情報公開条例 10条1号 (公文書の公開義務) 第10条 (1) 特定の個人が識別され、若しくは識別されうる情報(略)であって次に掲げるもの(略) (いずれの場合も、人の生命、身体又は健康を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。) ア、イ 略	「公文書制度のあり方」答申 p24 公文書公開審査会 平成13年2月)												
不存在 決定	(開示請求) 第15条 何人も、実施機関に対し、公文書に記録されている自己の個人情報の開示(当該個人情報が記録されていないときにその旨を知らせることを含む。第20条を除き、以下同じ。)の請求(以下「開示請求」という。)をすることができる。 (開示請求に対する決定等) 第19条 実施機関は、開示請求があったときは、請求書の提出があった日から起算して15日以内に、開示請求に係る個人情報の開示をするか否かの決定を行わなければならない。 2 実施機関は、前項の決定を行ったときは、速やかに、前条の規定により開示請求をした者(以下「開示請求者」という。)に対し、書面により、当該決定の内容を通知しなければならない。 3 略	(公開請求に対する措置) 第13条 2 実施機関は、公開請求に係る公文書の全部を公開しないとき(前条の規定により公開請求を拒否するとき及び公開請求に係る公文書を保有していないときを含む。)は、公開をしない旨の決定をし、公開請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。	不存在決定を決定の類型として整備 <table border="1"> <thead> <tr> <th>現行</th> <th>基本的考え方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>開示決定(文書ある場合)</td> <td>開示決定(文書ある場合)</td> </tr> <tr> <td>開示決定(文書不存在)</td> <td>不存在決定</td> </tr> <tr> <td>部分開示決定</td> <td>部分開示決定</td> </tr> <tr> <td>非開示決定</td> <td>非開示決定</td> </tr> <tr> <td></td> <td>存否応答拒否決定</td> </tr> </tbody> </table> 開示を行う際の個人情報の利用目的の通知義務を行政機関法と同様に整備 (行政機関法(抜粋) (開示請求に対する措置) 第十八条 行政機関の長は、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨、開示する保有個人情報の利用目的及び開示の実施に関し政令で定める事項を書面により通知しなければならない。ただし、第四条第二号又は第三号に該当する場合における当該利用目的については、この限りでない。)	現行	基本的考え方	開示決定(文書ある場合)	開示決定(文書ある場合)	開示決定(文書不存在)	不存在決定	部分開示決定	部分開示決定	非開示決定	非開示決定		存否応答拒否決定	「公文書制度のあり方」答申 p21 公文書公開審査会 平成13年2月)
現行	基本的考え方															
開示決定(文書ある場合)	開示決定(文書ある場合)															
開示決定(文書不存在)	不存在決定															
部分開示決定	部分開示決定															
非開示決定	非開示決定															
	存否応答拒否決定															
存否応答 拒否	規定なし	(公文書の存否に関する情報) 第12条 実施機関は、公開請求に対し、当該公開請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、第10条各号に掲げる情報を公開することとなるときは、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる。 2 実施機関は、前項の規定により公開請求を拒否したときは、速やかに第22条第1項に規定する神戸市情報公開審査会に対し、その旨を報告しなければならない。	情報公開条例と同様に整備 例) ドメスティックバイオレンス事案の相談記録 難病名が記載されたカルテを請求した場合	「公文書制度のあり方」答申 p20(公文書公開審査会 平成13年2月)												

	神戸市個人情報保護条例 (H10.4月施行、一部改正 H16.6月施行)	神戸市情報公開条例 (H13.12月施行)	基本的な考え方	備考
第三者の訴訟機会確保に対する配慮義務	規定なし	(第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第16条 3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の公開に反対の意思を表示した意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した場合において、公開決定をするときは、公開決定の日と公開を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、公開決定後速やかに、反対意見書を提出した第三者に対し、公開決定をした旨及びその理由並びに公開を実施する日を書面により通知しなければならない。	情報公開条例と同様に整備	「公文書制度のあり方」答申 p24 公文書公開審査会 平成13年2月)

(参考)

	神戸市個人情報保護条例 (H10.4月施行、一部改正 H16.6月施行)	神戸市情報公開条例 (H13.12月施行)	基本的な考え方	備考
裁量開示	規定なし	規定なし	規定しない 参考 情報公開法(抜粋) (公益上の理由による裁量的開示) 第七条 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該行政文書を開示することができる。	「公文書制度のあり方」答申 p19 公文書公開審査会 平成13年2月)

